

議案第 86 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 17 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 36 年川崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 3 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例附則第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日

前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。